平成２７年（フ）第２２９号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根243番地９、破産申立時の住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1431番地２　八潮シャンピュア403
債務者　秋山　大輔
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６４９号
埼玉県蓮田市東２丁目３番３号
債務者　寺島　友美（旧姓江面）
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
埼玉県草加市柳島町16番地　コーエープラザＡ―303号
債務者　榎根本正美
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
埼玉県越谷市東大沢１丁目39番地２　小平ビル302、旧住所埼玉県越谷市大字袋山1012番地１　若葉マンション101
債務者　真壁　吉人
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
千葉県銚子市通町1893番地
債務者　山口　　繁
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
岐阜県土岐市肥田町浅野783番地の１
債務者　頷山こと　加藤　頷一
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６０号
岐阜県土岐市肥田町浅野783番地の１
債務者　加藤　真弓
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２６号
三重県松阪市大塚町323番地　プランドール大塚206、前住所三重県松阪市船江町579番地１
債務者　ナランホ　ミッチェル　レイモンド
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１０３７号
札幌市手稲区曙２条２丁目４番75号
債務者　福澤志津子
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４７号
札幌市南区澄川４条10丁目３番37号　友情マンション206号
債務者　松浦　初美
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５３号
札幌市西区発寒３条５丁目６番５―303号
債務者　中川　　篤
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７１号
札幌市東区北25条東18丁目４番16―406号
債務者　上杉ゆり子
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７５号
北海道北広島市西の里南１丁目３番地８　ニックス02　302号
債務者　五十嵐幸夫
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７６号
北海道北広島市西の里南１丁目３番地８　ニックス02　302号
債務者　五十嵐紀子
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８６号
札幌市白石区南郷通８丁目南３番１―205号
債務者　松田　　環
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９３号
札幌市手稲区新発寒５条３丁目９番２―２号
債務者　福島　民江
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９７号
札幌市中央区南７条西14丁目１番16―501号
債務者　岩崎　利之
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部